

判決年月日	平成25年2月27日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成24年（行ケ）第10221号		
○ 発明の名称を「洗淨剤組成物」とする特許発明について、引用発明との相違点に到るのは容易であり、また、格別な効果があるとは認められないとして、無効審判請求を不成立とした審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法29条2項

本件は、被告が有する、発明の名称を「洗淨剤組成物」とする特許発明に係る特許権（本件特許）について、原告が無効審判を請求したところ、請求不成立の審決がされたため、原告がその取消しを求めている事案である。

原告は、無効理由として、新規性の欠如と進歩性の欠如を主張していたが、審決は、進歩性の有無につき、本件特許の請求項1に係る発明（本件発明1）と引用発明1との相違点である相違点1は、当業者が通常想到し得る事項であるとはいえず、また、本件発明1の効果は格別のものであるという理由で、本件発明1の進歩性を認めた。

これに対し、本判決は、相違点1につき、「引用発明1の洗淨剤混合物は、グルタミン酸二酢酸塩類、グリコール酸塩、陰イオン界面活性剤及び非イオン界面活性剤を含んでおり、本件発明1の洗淨剤組成物と組成において一致し、かつ、各成分量は、本件発明1において規定された範囲内である。このように、引用発明1の洗淨剤混合物は、本件発明1の規定する3つの成分をいずれも含み、かつ、その成分量も本件発明1の規定する範囲内であることに照らすと、単に、グリコール酸ナトリウムが主成分の一つであると規定したことをもって、容易想到でなかったということはできない。」と判断し、本件発明1の効果について、「引用発明1の洗淨剤混合物は、本件発明1の洗淨剤組成物と成分を同じくし、さらに、引用発明1には、pH値が本件発明1で規定する10～13の範囲内か、少なくともこれに近い数値が開示されているから、同開示を前提とすれば、引用発明1は本件発明1と同等か、少なくともこれに近い効果を奏する。したがって、本件特許出願前に公知であった引用発明1に比べ、本件発明1に格別の効果があるということはできない。」と判断して、審決を取り消した。